

第 2 9 回 公 営 企 業 債 券
発 行 要 項

1. 債 券 の 名 称 第 2 9 回 公 営 企 業 債 券

2. 債 券 の 総 額 金 3 0 0 億 円

3. 社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 の 適 用

本債券は、社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

4. 各 債 券 の 金 額 1 , 0 0 0 万 円

5. 利 率 年 1 . 7 7 パ ー セ ン ト

6. 発 行 価 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 9 9 円 9 9 銭

7. 償 還 金 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 1 0 0 円

8. 償 還 の 方 法 及 び 期 限

(1) 本債券の元金は、平成29年12月20日にその全額を償還する。

(2) 償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。

(3) 買入消却は、いつでもすることができる。

9. 利 息 支 払 の 方 法 及 び 期 限

(1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成20年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。

(2) 半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。

(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき本要項第5項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。

10. 担 保

本債券の債権者は、公営企業金融公庫法（昭和32年法律第83号）の規定により、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

11. 募 集 の 受 託 会 社

(1) 公営企業金融公庫法第25条第1項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。

(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成19年12月7日付第29回公営企業債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

12. 期 限 の 利 益 の 喪 失 事 由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公庫が第 8 項又は第 9 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

13. 公告の方法

公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めた場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

14. 債券原簿の公示

公庫は、その本店に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15. 本要項及び委託契約の公示

本要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 本要項の変更

- (1) 公庫は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

17. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも 3 週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の 10 分の 1 以上にあたる本債券の債権者は、その保有する本債券に関する振替法第 86 条に定める書面を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

18. 申 込 期 日 平成 19 年 12 月 7 日

19. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第 21 項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

20. 払 込 期 日 平成 19 年 12 月 20 日

21. 引受並びに募集の取扱者

野村證券株式会社（代表）

ゴールドマン・サックス証券株式会社（代表）

大和証券エスエムビーシー株式会社

日興シティグループ証券株式会社

みずほ証券株式会社

メリルリンチ日本証券株式会社

モルガン・スタンレー証券株式会社

22. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人

第 2 2 項の振替機関が定める振替機関の業務規程その他振替機関が定める規則、業務処理要領等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。